

# 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

R3.2.2閣議決定

R3.5.10公布

R3.7.15一部施行

## 2. 沼澤ができるだけ防ぐための対策

### (1) 河川・下水道における対策強化

◎中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

○河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進。

→河川法改正。第51条の2を新設。

### （ダム洪水調節機能協議会）

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム（次項及び次条において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

### 2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 河川管理者

二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

三 関係都道府県知事

四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

### 3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

### 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

### 5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調つた事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

### 7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

## 以下、関連通知等

### 利水ダム治水機能向上事業の実施について

R3.7.9 国水流第6号、国水治第30号 本省水管理・国土保全局長 → 中部地方整備局長

・河川管理者自らが利水ダムの改造等を行う事業「利水ダム治水機能向上事業」の実施要領の通知

### 利水ダム治水機能向上事業実施要綱の運用について

R3.7.9 国水流第7号、国水治第32号 本省水管理・国土保全局河川環境課長・治水課長 → 河川部長

・利水ダム治水機能向上事業実施要綱の適正な実施を図ることを目的として、運用を通知

### 事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について

R3.7.16 国水環第30号 本省水管理・国土保全局長 → 中部地方整備局長

### 事前放流の実施及び事前放流に伴う損失補填制度について

R3.7.16 国水環第31号 本省河川環境課長 → 中部地方整備局長

・改定ガイドラインの通知

### 河川法第51条の2に基づく「ダム洪水調節機能協議会」の設置について

R3.7.29 事務連絡 本省河川環境課流水管理室長 → 河川部長

・協議会設置に当たっての留意点の周知

・協議会の設置目標：令和3年9月中

・規約案の周知

# 【河川法】 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

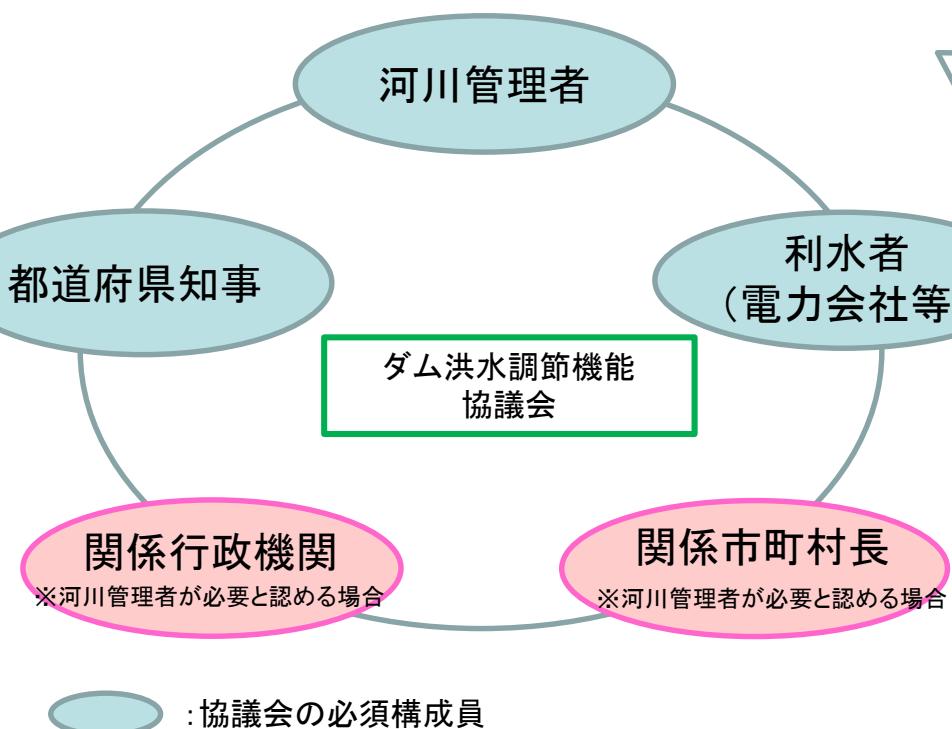
- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。



## 【改正概要】

河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」制度を創設

## 【ダム洪水調節機能協議会のイメージ】



### (協議会設置)

- 一級河川: 設置必須
- 二級河川: 設置任意

### (構成員)

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

### (協議事項の例)

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成・見直し

→ **構成員は協議に応じなければならない**  
**構成員は協議結果を尊重**